

霧島市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正について

霧島市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を次のように改正する。

令和元年9月3日提出  
霧島市長 中 重 真 一

霧島市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例

霧島市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例（平成17年霧島市条例第293号）の一部を次のように改正する。

第4条中第1号を削り、同条第2号を同条第1号とし、同条第3号中「免職」を「懲戒免職」に改め、同号を同条第2号とし、同条第4号を同条第3号とする。

第5条第2項第1号中「前条第3号」を「前条第2号」に改める。

附 則

この条例は、令和元年12月14日から施行する。

（提案理由）

本年6月14日に、「成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律」（令和元年法律第37号）が公布され、地方公務員法（昭和25年法律第261号）における成年被後見人等に係る欠格条項が削除されたことを踏まえ、本条例の所要の改正をしようとするものである。